



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 2
- 沖縄県ふるさと寄附金基金条例（行政管理課）…………… 2
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 3
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（衛生業務課）…………… 7
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市公園課）…………… 7

### 規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）……………10

### 人事委員会事項

- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則……………10

## 公布された条例のあらまし

### ○ 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止し、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給根拠を定めることとした。（第4条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第32条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄県ふるさと寄附金基金条例（条例第29号）

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。（第1条から第7条まで）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を改めることとした。（別表第3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（別表第3関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 旅館業法等の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。（第2条、第5条及び第8条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- 3 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行することとした。ただし、1の一部及び2は、公布の日から施行することとした。（附則）

### ○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 中城公園のキャンプ場の供用時間を改め、並びにキャンプ場の宿泊利用の利用料金及び新たに整備するシャワーの利用料金の基準額を定めることとした。（別表第4及び別表第6関係）
- 2 沖縄県総合運動公園の庭球場の会議室の利用料金の基準額を定めることとした。（別表第6関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（別表第4関係）

4 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

### 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第32条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県ふるさと寄附金基金条例をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

### 沖縄県ふるさと寄附金基金条例

(設置)

**第1条** 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業（これに類する事業を含む。）の費用の財源に充てるため、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（規則への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3家畜人工授精師免許証再交付手数料の項の次に次のように加える。

家畜人工授精所 開設許可証書換 え交付手数料	家畜改良増殖法施行規則第38条第1項 の規定に基づく許可証の書換え交付	1件につき1,700円
家畜人工授精所 開設許可証再交 付手数料	家畜改良増殖法施行規則第39条第1項 の規定に基づく許可証の再交付	1件につき1,700円

別表第3低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項ア中「住戸」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）」を加え、同項ウを同項エとし、同項イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

- ア) 1戸の場合 11,000円
- イ) 1戸を超え5戸以下の場合 22,000円
- ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 33,000円
- エ) 10戸を超え25戸以下の場合 47,000円
- オ) 25戸を超え50戸以下の場合 72,000円
- カ) 50戸を超え100戸以下の場合 110,000円
- キ) 100戸を超え200戸以下の場合 158,000円
- ク) 200戸を超え300戸以下の場合 205,000円
- ケ) 300戸を超える場合 229,000円

別表第3低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項ア中「住戸」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）」を加え、同項ウを同項エとし、同項イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)

に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- (ア) 1戸の場合 5,500円
- (イ) 1戸を超え5戸以下の場合 11,000円
- (ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 16,500円
- (エ) 10戸を超え25戸以下の場合 23,500円
- (オ) 25戸を超え50戸以下の場合 36,000円
- (カ) 50戸を超え100戸以下の場合 55,000円
- (キ) 100戸を超え200戸以下の場合 79,000円
- (ク) 200戸を超え300戸以下の場合 102,500円
- (ケ) 300戸を超える場合 114,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項ア(ウ)中「除く。)」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)中「ものに限る。)」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)を同項ア(カ)とし、同項ア(ケ)の次に次のように加える。

(エ) 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- a 床面積が200平方メートル未満の場合 18,000円
- b 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項アに次のように加える。

(カ) 住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項ア(ウ)中「除く。」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)中「ものに限る。」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)」を加え、同項ア(エ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

a 床面積が200平方メートル未満の場合 9,000円

b 床面積が200平方メートル以上の場合 9,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項アに次のように加える。

(ウ) 住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 49,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ウ中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に改め、同項エ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項キ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ウ中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ

(1)に改め、同項エ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項キ中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県条例第31号

### 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和47年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

第5条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に、「理由」を「事由」に改める。

第8条中「若しくは第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項」に改める。

別表第2第1項第4号イ中「を原水」を「原水」に改める。

#### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第5条の見出し及び同条の改正規定（「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める部分を除く。）並びに別表第2第1項第4号イの改正規定は、公布の日から施行する。

---

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第32号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

水泳プール	冷水	5月1日から9月30日まで (火曜日を除く。)	午前9時から午後9時まで
	温水	1月5日から4月30日まで 及び10月1日から12月27日 まで(火曜日を除く。)	
レクリエーションプール		5月1日から6月30日まで (土曜日、日曜日、祝日法第 3条に規定する休日及び慰 霊の日以外の日を除く。)及 び7月1日から9月30日ま で(火曜日を除く。)	午前9時から午後6時30 分まで

を

水泳プール	レクリエーションプール	5月1日から6月30日まで (土曜日、日曜日、祝日法第 3条に規定する休日及び慰 霊の日以外の日を除く。)及 び7月1日から9月30日ま で(火曜日を除く。)	午前9時から午後6時30 分まで
	レクリエーションプール以外	冷水による供用は5月1 日から9月30日までとし、 温水による供用は1月5日 から4月30日まで及び10月 1日から12月27日までとす る(火曜日を除く。)	午前9時から午後9時ま で

に、



キャンプ場
-------

午前9時から午後9時まで
--------------

を

キャンプ場
-------

泊り	午前9時から翌日の午後9時まで
日帰り	午前9時から午後9時まで

に改

める。

別表第6第1項第4号中

	児童・生徒	190円	230円
--	-------	------	------

を

	児童・生徒	190円	230円
会議室		460円	530円

に改

め、同項第10号中

日帰り	1区画につき 1,010円
-----	---------------

を

泊り	1区画につき 2,020円
日帰り	1区画につき 1,010円
シャワー	1人1回につき 100円

に改

め、同表（注）第9項中「オートキャンプ場」の次に「又はキャンプ場」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第50号

#### 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第181号の次に次の2号を加える。

181の2 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

181の3 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 事 項

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

### 沖縄県人事委員会規則第13号

#### 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
--------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------